

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1項第1号に規定する消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料金</p> <p>算定方法別表第1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）により算定した点数に<u>100分の105</u>を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあっては、算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）により算定した点数に<u>100分の105</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(2) 特別室料</p> <p><u>1,701点</u>の範囲内において、知事が別に定める点数とする。</p> <p>(3) 長期特定入院料（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に該当する者に限る。）</p> <p>1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に<u>100分の105</u>（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4) 算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものの利用料</p> <p>医科点数表及び歯科点数表により算定した点数に<u>100分の105</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(5) 健康診断料</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1項第1号に規定する消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されることとなるものの利用料金</p> <p>算定方法別表第1 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）により算定した点数に<u>100分の108</u>を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあっては、算定方法別表第2 歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）により算定した点数に<u>100分の108</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(2) 特別室料</p> <p><u>1,717点</u>の範囲内において、知事が別に定める点数とする。</p> <p>(3) 長期特定入院料（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に該当する者に限る。）</p> <p>1日につき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数に<u>100分の108</u>（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>(4) 算定方法に規定する回数を超えて受けた診療であつて別に厚生労働大臣が定めるものの利用料</p> <p>医科点数表及び歯科点数表により算定した点数に<u>100分の108</u>を乗じて得た点数とする。</p> <p>(5) 健康診断料</p>

ア 個人健康診断料

医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（エックス線診断その他の検査を行った場合は、この点数に医科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあつては、歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、この点数に歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）に100分の105（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。

イ 集団健康診断料

1人につき、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(6) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき303点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては508点、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては378点）を加えた点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(7) セカンドオピニオン相談料

相談時間30分まで1,050点、その後15分までごとに525点

(8) [略]

(9) 死体検案料及び死体検案のための医師派遣料

ア 死体検案料 1体につき 2,100点

イ 死体検案のための医師派遣料

医科点数表第2章第2部在宅医養に定める往診料の点数に100分の105を乗じて得た点数とする。

(10) 死体処置料 1体につき 735点

(11) 寝具貸付料 1組1日につき 21点

(12) 病衣貸付料（知事が別に定めるものを除く。） 1日につき 7点

(13) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a 個人健康診断に係るもの 1通につき315点

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) 個人票 1通につき 189点

(b) 連記式のもの 1人につき 105点

ア 個人健康診断料

医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（エックス線診断その他の検査を行った場合は、この点数に医科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあつては、歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、この点数に歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。

イ 集団健康診断料

1人につき、初診料等の点数の100分の90に相当する点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(6) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき315点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては520点、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては390点）を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(7) セカンドオピニオン相談料

相談時間30分まで1,080点、その後15分までごとに540点

(8) [略]

(9) 死体検案料及び死体検案のための医師派遣料

ア 死体検案料 1体につき 2,160点

イ 死体検案のための医師派遣料

医科点数表第2章第2部在宅医養に定める往診料の点数に100分の108を乗じて得た点数とする。

(10) 死体処置料 1体につき 756点

(11) 寝具貸付料 1組1日につき 22点

(12) 病衣貸付料（知事が別に定めるものを除く。） 1日につき 8点（消費税等が課されないものにあつては、7点）

(13) 文書料

ア 診断書

(ア) 健康診断書

a 個人健康診断に係るもの 1通につき 324点

b 事業所等健康診断に係るもの

(a) 個人票 1通につき 194点

(b) 連記式のもの 1人につき 108点

<p>(イ) 死亡診断書 1通につき <u>315点</u></p> <p>(ウ) その他の診断書</p> <p>a 傷病を証する診断書その他これに類する内容の簡易な診断書 1通につき <u>315点</u></p> <p>b 生命保険の給付に関する診断書 1通につき <u>800点</u></p> <p>c その他の診断書 1通につき <u>525点</u></p> <p>イ 検案書</p> <p>(ア) 死体検案書(変死体検案書を除く。) 1通につき <u>525点</u></p> <p>(イ) 変死体検案書 1通につき <u>1,050点</u></p> <p>ウ 証明書</p> <p>(ア) 交通事故に係る証明書 1通につき <u>315点</u></p> <p>(イ) その他の証明書</p> <p>a 診療内容の明細を記載した医療費証明書その他これに類する内容の複雑な証明書 1通につき <u>315点</u></p> <p>b その他の証明書 1通につき <u>105点</u></p> <p>エ [略]</p> <p><u>2</u> 消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(イ) 死亡診断書 1通につき <u>324点</u></p> <p>(ウ) その他の診断書</p> <p>a 傷病を証する診断書その他これに類する内容の簡易な診断書 1通につき <u>324点</u></p> <p>b 生命保険の給付に関する診断書 1通につき <u>823点</u></p> <p>c その他の診断書 1通につき <u>540点</u></p> <p>イ 検案書</p> <p>(ア) 死体検案書(変死体検案書を除く。) 1通につき <u>540点</u></p> <p>(イ) 変死体検案書 1通につき <u>1,080点</u></p> <p>ウ 証明書</p> <p>(ア) 交通事故に係る証明書 1通につき <u>324点</u></p> <p>(イ) その他の証明書</p> <p>a 診療内容の明細を記載した医療費証明書その他これに類する内容の複雑な証明書 1通につき <u>324点</u></p> <p>b その他の証明書 1通につき <u>108点</u></p> <p>エ [略]</p> <p><u>2</u> 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条の3第3項に規定する食事療養の利用料の額は、知事の定める額とする。</p> <p><u>3</u> 消費税等が課されることとなる入院患者及び付添いをする者に係る食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。